

2018年5月7日

水俣病及び関連事項について環境省への要望活動報告

- 1 日時 2018年4月25日 午後
- 2 対応者 環境省 大臣官房総合政策課課長補佐一 徳尾武恒
大臣官房環境保健部特対策室室長補佐一 滝田暁夫
水・大気環境局課長補佐一 甲斐文祥
大臣官房環境保健部企画管理課総括課長補佐一 眼目佳秀
大臣官房環境保健部特対室企画法令係一 中越健太

1 不知火海沿岸47万人の健康調査について

—環境省として手法の開発を進めている。国水総研において実施している、近く確率についてデータが出る予定である。

2 公害健康被害補償法に関する要求、最高裁判決を活かすべきです

—52年判断条件は最高裁判決では否定されていない。平成26年に判決を受けて保健部長見解を出して対応している。

3 すべての被害者を救済する新たな枠組みの制度について。

—多くの被害者が残っていることは事実として重く受け止めている。患者団体とは話し合いはしている。

4 JNCの株式売却について

—環境大臣は被害者の救済が終わらないと売却は許可しないと述べてきた。その方針は変わらない。

5 水俣市はチッソから八幡プール群の周辺の道路部分の寄付を受け、今回その道路の整備を予定しているが、ここにはメチル水銀化合物が埋められており、2009年成立の水俣病特措法36条の「環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとする」という条項で国と県で防護措置をすべきではないか。

—特措法36条については、今日は返事を持ってきていない。宿題にしてほしい。

6 不知火海沿岸で水俣病総合対策医療手帳、水俣病被害者手帳を所持している住民が多数居住している自治体では国民健康保険財政への特別調整交付金が100%支給されていません。水俣市の場合75%です。熊本県は県の負担分について満額交付していますので、同じように国も一日も早く100%交付し、国保財政への負担分を交付すべきです。

—この件は環境省の管轄ではなくお答えはできない。

水俣病関係要求書

- 1 不知火海沿岸でまだどれだけの被害者が存在するのか、かつて熊本県が提唱したように 47 万人の健康調査を実施すべきです。
- 2 公害健康被害補償法に関する要求
熊本水俣病についての最高裁判所判決は、「被害者の症状が感覚障害だけの場合も含めて 52 年判断条件に示された症状の組み合わせが認められない者であっても、水俣病であるかどうか総合的に丁寧い判定する」と言っています。この趣旨が生かされるのが法治国家であり、疫学的条件を厳しくし水俣病の認定から締め出すことはやめるべきです。そもそも、水俣病の発生時から全住民の毛髪検査や臍帯検査を実施してこなかったのは加害者である国です。
- 3 水俣病被害者救済における現行制度の破たんは明確であり、すべての被害者を救済する新たな枠組みが必要となっています。このような現状から患者団体との協議を実施し、具体的な検討を始めること。
- 4 水俣病はノーモア。ミナマタ訴訟をはじめいくつもの裁判が続き、新しい認定申請者も名乗り出ています。そしてこの申請はいつまで続くのか全くわかりません。また、水俣湾や八幡プール群などにはメチル水銀ヘドロが存在しています。加害企業が消滅することになれば今後の封じ込めや再発防止策は国民の税金で対応しなければならなくなります。これは不当なことです。よってチッソの加害責任の消滅につながる JNC の株式売却は許可されるべきではありません。
- 5 ところで、水俣市はチッソから八幡プール群の周辺の道路部分の寄付を受け、今回その道路の整備を予定しています。国土交通省や環境省にもすでに相談に伺っているともいますが、この計画では国からどのような援助を計画されていますか。
一方、八幡プール群にはメチル水銀化合物が埋められており、2009 年成立の水俣病特措法 36 条の「環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとする」という条項あります。これにもとづけば国と関係者（チッソ及び JNC）がすべてを負担して護岸工事などをすべきこととなります。特措法通りに費用負担すべきではありませんか。
- 6 不知火海沿岸で水俣病総合対策医療手帳、水俣病被害者手帳を所持している住民が多数居住している自治体では国民健康保険財政への特別調整交付金が 100%支給されていません。水俣市の場合 75%です。熊本県は県の負担分について満額交付していますので、同じように国も一日も早く 100%交付し、国保財政への負担分を交付すべきです。



環境省 大臣官房 環境保健部
環境保健企画管理課 特殊疾病対策室

室長補佐

滝田 暁夫

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
代表：03-3581-3351 (内線6363)
直通：03-5521-8257
FAX：03-3580-2963
E-mail：AKIO_TAKITA@env.go.jp

③



環境省
大臣官房 総合政策課

課長補佐

徳尾 武恒

(環境計画課低炭素地域づくり事業推進室室長補佐 兼務)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: 03-5521-8227 FAX: 03-3593-7195
03-3581-3351(内線：6213)
E-mail：TAKETSUNE_TOKUO@env.go.jp

①



環境省 水・大気環境局
水環境課

課長補佐

甲斐文祥

〒100-8975
東京都千代田区霞が関1-2-2
電話 (03)3581-3351 (内線6615)
直通 (03)5521-8313 FAX (03)3593-1438
E-mail：FUMIYOSHI_KAI@env.go.jp

④



環境省
大臣官房
環境保健部環境保健企画管理課

課長補佐(総括)

小か
眼目 佳秀

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎5号館23階 日比谷公園側
代表：03-3581-3351 (内線6315)
直通：03-5521-8252
FAX：03-3581-3370
E-mail：YOSHIIHIDE_SAKKA@env.go.jp

③



環境省 大臣官房 環境保健部
環境保健企画管理課 特殊疾病対策室

企画法令係

中越 健太

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
代表 03-3581-3351 (内線6303)
直通 03-5521-9246 FAX 03-3580-2963
E-mail KENTA_NAKAKOSHI@env.go.jp

⑤

第 60 回 自治体学校 in 福岡 参加報告 (2018 年 7 月 21 日～23 日)

日本共産党 高岡朱美

(7/21) 全大会 ^{体?} ～地域・くらしに憲法をいかす～

対談者：太田 昇 (岡山県真庭市長)
石川捷治 (九州大学名誉教授)

真庭市の概況 平成 17 年に周辺の 9 町村が合併し「真庭市」として誕生。人口 46,092 人。面積は 823 km² (東京 23 区の 1.3 倍) 面積の 80% を森林が占める。この豊かな森林資源を最大限利用したエネルギーの自給、雇用・産業・観光業の創出を積極的に行い、「里山資本主義」のモデルとして紹介される。
3 世代同居がまだ珍しくない。出生率 1.82% (全国平均 1.3%)

市政の方向性 逆転の発想

少子・・・少ないからこそできる個性に合わせたきめ細かな教育
高齢化・・・知恵と経験のある豊富な人材
中山間地・・・豊かな自然、精神的安らぎ、自立性の高さ
山はお荷物・・・地上資源の宝庫、エネルギーの自給、雇用、産業、観光事業の創出を実現

行政のスタンス

主役は市民 行政は幸せを実現しようとする市民を応援する条件整備会社
部長会議＝取締役会議 (部長は理事としてすべての政策に責任をもつ)

原則公開

会計をオープンにすることで清潔さが保たれる

具体的施策

真庭市役所庁舎

地域由来の再生可能エネルギー 100% 使用 (冷暖房＝木質燃料 電力＝バイオマス発電、太陽光発電より購入…年間購入額 2000 万円)

→経費削減効果 CO₂ 削減量 -420 t
冷暖房費 (対重油使用時) -260 万円
電力料金 (対中国電力購入時) -200 万円

小学校と認定こども園が合体した校舎 指定避難所 …耐久年数 100 年

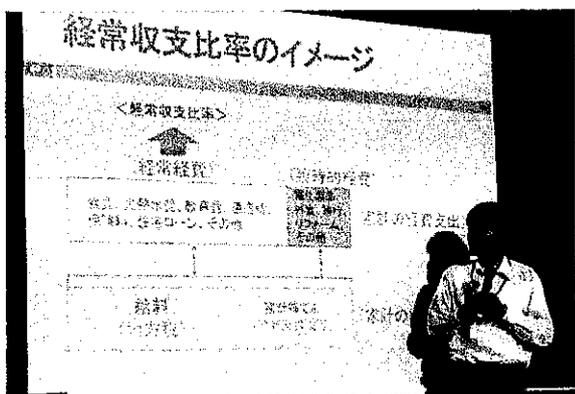
すべて木造 100%地域由来再生可能エネルギーを利用 総工費 40 億円

保育料 3 子目から無料。給食費無料化は考えていない。

市長から・・・長期政権になるとまつり上げられ、良い話しか入ってこなくなる。
議員は党派を超えて地方の課題について学び政策提言をしてほしい。

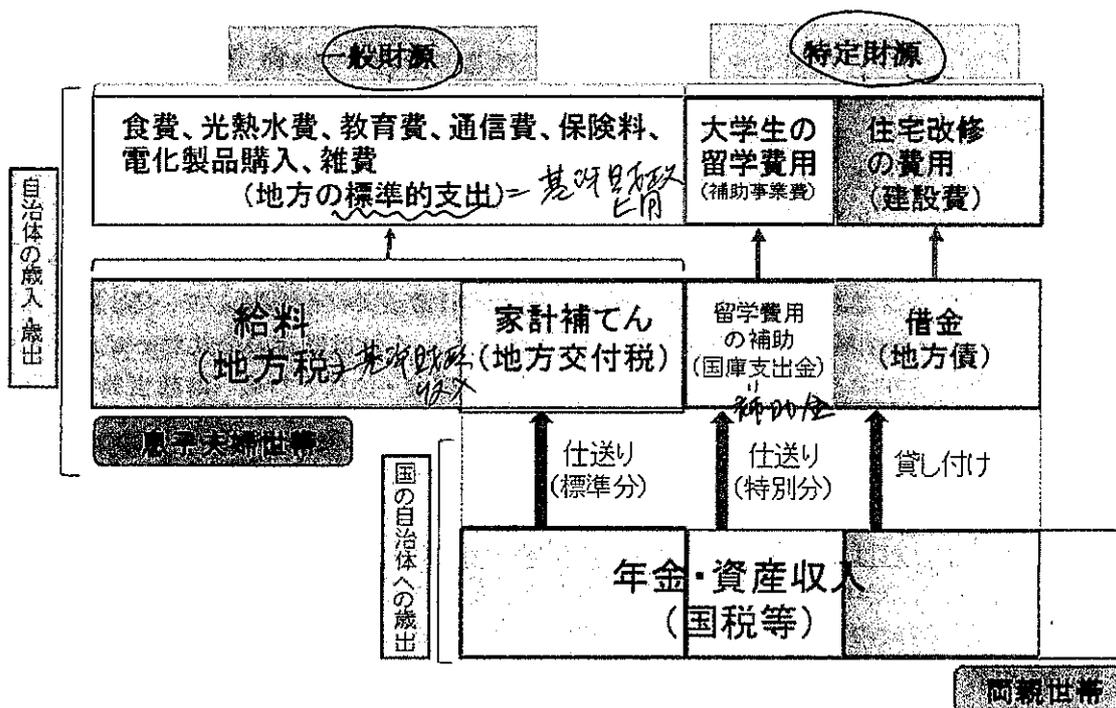
(7/22) 分科会 自治体財政の基本と分析

講師：森裕之（立命館大学教授）



国の財政を親世代、自治体財政を息子夫婦世代の家計に例えると理解しやすい

【講座 1 1 自治体財政の基本と分析】



財政の健全性を計る基本は赤字かどうか

地方財政状況調査（決算カード）からわかること

- 実質単年度収支（基金繰入も勘案した指標）
- 実質公債比率（交付税措置以外のもの）
- 連結実質赤字（特別会計を加えたもの）

一言アドバイス

- 必要な箱モノは早く借金をして建設した方が、住民に資する。
- PHI 方式は論理的に必ず高くなる。やるべきではない。
- 防災を表向きに出すと補助金を得やすい。国は災害に対して冷たいので財調を積み立てておくことはとても大事。
- 交付税はごまかされている。税内訳資料の単位費用（公開されている）を前年と比べよ
- 財政分析に親切な参考書はない。習うより慣れろ。

(7/23) 全大会 作？ 暮らしの現場で国民主権を守ろう

特別講演：馬奈木昭雄弁護士（久留米第一法律事務所）

国民主権とは何か

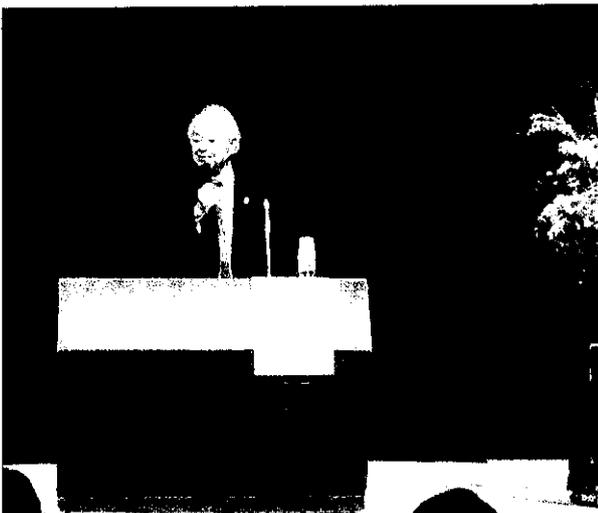
立憲主義に基づく国民の権利。誰もが自由な意思を持ち、自由な表現を行使しながら、お互いの合意形成を図りつつ進んでいく社会が資本主義社会。

国民主権は、人類の多年の努力によって勝ち得たものであり、これからも不断の努力によって次世代に手渡さなければならない。この権利を守り続けることは、国民の義務である。

しかし、かつて先輩の原島弁護士は、日本にはついに国民主権が根付かなかつたと嘆いた。

水俣病、川辺川ダム中止、有明訴訟、産廃場建設反対運動など数々の訴訟を闘う中で、国側は、国民主権を法律の範囲内で与えたものであり、奪うこともできるという意識を根底に持っているのを感じてきた。

そして、安倍政権下の今ほど危機的な状況はない。公然と法を踏みにじり、それを恥じることもない。記録まで嘘で固める状況。



「私は貝になりたい」という映画で、主人公は上官の命令に従っただけという主張が受け入れられず、失意のうちに処刑される。他人の命を奪う行為は相手の人権を奪う行為であり、たとえ上官の命令であろうと最後まで抵抗すべきであった。他人の意思に支配され、罪を犯した者の結末を描いたものではないか。

権利を侵されているのに黙っている、誰かがなんとかしてくれるのを待つという甘え切った考え方を支配的にしてはならない。

自治体の役割

自治体は、住民のために存在しているのであり、住民の生命・健康・財産を守ることが当然の存在理由であり、それ以外の立場はない。

自治体の意思決定は、「地域のことは地域で決める」つまり、地域住民による合意の形成によってつくられる。行政の役割は、そのための場をつくり、判断に必要な資料を提供することである。

かつて、川辺川ダム建設の是非を判断するために、潮谷知事は9回もの住民討論会を開き、人数制限なし、時間を延長して合意が得られるまで徹底的に話し合った。全国の自治体が手本にすべきである。

これまでの経験で知り得たことは、国の基本姿勢は「被害者を黙らせる」ことである。全国からあらゆる被害者をなくすためには、住民自らが闘い続けなければならない。がんばりましょう。

様式第1号 (第7条及び第8条関係)

(表)

旅費概算払計算書 (精算書)

旅行者	(所属) 水俣市議会	(職名) 議員	(氏名) 高岡 朱美	総務課確認
旅行日程	30年 7月 21日~		30年 7月 23日	2泊 3日
旅行目的	第60回自治体学校in福岡出席のため(福岡市)			

旅 費 算 出									
概 算 払						精 算			
旅行行程	交通機関	距離 (km)	料 金		往・片	計	料 金		計
			運 賃	特急料金等			運 賃	特急料金等	
新水俣	J R	194.1	13,380	1,440	往復	14,820			
↓							博多		
↓	地下鉄		200		往復	400			
↓	地下鉄		260		往復	520			
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
交通費計						15,740 円			円
日当		3,000 円 × 3 日 =				9,000 円			円
宿泊費		14,800 円 × 2 泊 =				29,600 円			円
食卓料		円 × 食 =				円			円
旅費計						54,340 円			円

- 記入要領
- 1 交通機関の欄は、公用車、JR、私鉄、地下鉄、バス等の交通機関名を記入する。
 - 2 距離の欄は、距離によって運賃等を計算する場合(JR等)に、当該路程の距離を記入する。
 - 3 運賃の欄は、交通機関の乗車運賃を記入する。
 - 4 特急料金等の欄は、特急料金、指定席料金及びグリーン料金等の合計金額を記入する。
 - 5 往・片の欄は、運賃の欄が往復料金又は片道料金の区分に応じ、往復又は片道を記入する。
 - 6 精算の欄は、実際に旅行に要した金額を記入する。
 - 7 航空機を利用した旅行又はパック旅行の場合は、裏面により運賃を計算する。

費用弁償(旅費)受領書

・用務名:第60回自治体学校in福岡参加(H30.7/21~7/23)

・内 訳:旅費計算書のとおり

補職名	氏 名	住 所	受領金額	受領月日	受領印
議員	高岡朱美	水俣市深川825番地21	54,340	8月20日	
合 計			54,340		

旅費概算払計算書 (精算書)

旅行者	(所属) 水俣市議会 (職名) 市議会議員 (氏名) 野中重男、高岡朱美						総務課確認		
旅行日程	30年 11月 13日～ 30年 11月 15日 2泊 3日								
旅行目的	会派行政視察(愛知県岡崎市、豊橋市、静岡県浜松市)								
旅 費 算 出									
概 算 払						精 算			
旅行行程	交通機関	距離 (km)	料 金		往・片	計	料 金		計
			運 賃	特急料金等			運 賃	特急料金等	
水俣 ↓ 鹿児島空港	空港バス		1,650		往復	3,300			
↓ 中部国際空港	航空機		バック旅費に基づき裏面により算出		往復	39,005			
↓ 岡崎市	レンタカー		別途政務活動費から支出		往復	-			
↓ 豊橋市					往復	-			
↓ 蒲郡市 (海の駅)					往復	-			
↓ 浜松市					往復	-			
↓					片道				
↓					片道				
↓					片道				
↓					片道				
↓					片道				
↓					片道				
↓					片道				
↓					片道				
↓					片道				
↓					片道				
交通費計						42,305 円			円
日当	3,000 円 × 3 日 =					9,000 円			円
宿泊費	14,800 円 × 2 泊 =					29,600 円			円
食卓料	円 × 食 =					0 円			円
旅費計						80,905 円			円

記入要領

- 1 交通機関の欄は、公用車、JR、私鉄、地下鉄、バス等の交通機関名を記入する。
- 2 距離の欄は、距離によって運賃等を計算する場合(JR等)に、当該路程の距離を記入する。
- 3 運賃の欄は、交通機関の乗車運賃を記入する。
- 4 特急料金等の欄は、特急料金、指定席料金及びグリーン料金等の合計金額を記入する。
- 5 往・片の欄は、運賃の欄が往復料金又は片道料金の区分に応じ、往復又は片道を記入する。
- 6 精算の欄は、実際に旅行に要した金額を記入する。
- 7 航空機を利用した旅行又はバック旅行の場合は、裏面により運賃を計算する。

2022.150円

費用弁償(旅費)受領書

・会派視察研修:愛知県岡崎市、豊橋市、静岡県浜松市(H30.11.13~15、航空機等使用)

補職名	氏名	住所	受領金額	受領月日	受領印
議員	野中 重男	水俣市汐見町2-3-3	36,075	H30. 11. 7	
議員	高岡 朱美	水俣市深川825-21	36,075	H30. 11. 7	
小計			72,150		

11/7現在で会派の政務活動費の残額が72,150円であるため、調査旅費及びレンタカー代の不足する分は議員の個人負担とし、上記の金額のみを支出した。

旅費概算払計算書(精算書)

旅行者	(所属) 水俣市議会 (職名) 市議会議員 (氏名) 野中 重男					総務課確認			
旅行日程	30年 4月 25日 ~ 30年 4月 26日 1泊 2日								
旅行目的	国交省、環境省、厚生労働省への要望活動(東京都)								
旅 費 算 出									
概 算 払						精 算			
旅行行程	交通機関	距離 (km)	料 金		往・片	計	料 金		計
			運 賃	特急料金等			運 賃	特急料金等	
水俣 ↓ 鹿児島空港	空港バス		1,650		片道	1,650			
↓ 羽田空港	航空機		*1 バック旅費に基づき裏面により算出		往復	32,669			
↓ 永田町	JR モノレール		800		往復	1,600			
↓ 水俣	空港バス		1,650		片道	1,650			
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
↓									
交通費計						37,569 円			円
日当	3,000 円 × 2日 =					6,000 円			円
宿泊費	14,800 円 × 1泊 =					14,800 円			円
食卓料	円 × 食 =					0 円			円
旅費計						58,369 円			円

記入要領

- 1 交通機関の欄は、公用車、JR、私鉄、地下鉄、バス等の交通機関名を記入する。
- 2 距離の欄は、距離によって運賃等を計算する場合(JR等)に、当該路程の距離を記入する。
- 3 運賃の欄は、交通機関の乗車運賃を記入する。
- 4 特急料金等の欄は、特急料金、指定席料金及びグリーン料金等の合計金額を記入する。
- 5 往・片の欄は、運賃の欄が往復料金又は片道料金の区分に応じ、往復又は片道を記入する。
- 6 精算の欄は、実際に旅行に要した金額を記入する。
- 7 航空機を利用した旅行又はバック旅行の場合は、裏面により運賃を計算する。

×1 = 38,369円

費用弁償(旅費)受領書

・用務名:国交省、環境省、厚生労働省への要望活動(東京都)(平成30年4月25日~26日)

・内 訳:旅費算定書のとおり

補職名	氏 名	住 所	受領金額	受領月日	受領印
議員	野中 重男	水俣市汐見町2-3-3	58,369	4月25日	野中
合 計			58,369		